

【参 考】

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案に対する修正案
対照表

修 正 前	修 正 後
第3条第1項各号列記以外の部分中「以下これら」を「第5条においてこれらの者」に改め、「被保険者」の後ろに「もしくは高齢者医療確保法第55条第1項もしくは第2項（高齢者医療確保法第55条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）もしくは高齢者医療確保法第55条の2第1項の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているもののうち市が保険料を徴収すべきもの」を、「医療保険各法」の後ろに「または高齢者医療確保法」を<u>加え</u>、<u>同条第2項および第3項を削る</u>。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から<u>第7項</u>までの規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。 <u>3 特例児童（施行日において、医療費の助成を受けることができるひとり親家庭等児童に該当すべき者（第2条および第3条の改正規定により新たに医療費の助成を受けることができるひとり親家庭等児童に該当すべき者となるものに限る。）をいう。以下同じ。）の保護者は、施行日前においても、当該特例児童が施行日において医療費の助成を受けることができるひとり親家庭等児童に該当することを条件として、当該医療費の助成について、改正後の条例第4条第1項の規定による申請をすることができる。</u> <u>4</u> 施行日において、医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の母または父に該当すべき者（第2条および第3条の改正規定により新たに医療費の助成を受けることができ	第3条第1項各号列記以外の部分中「以下これら」を「<u>次項</u>および第5条においてこれらの者」に改め、「被保険者」の後ろに「もしくは高齢者医療確保法第55条第1項もしくは第2項（高齢者医療確保法第55条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）もしくは高齢者医療確保法第55条の2第1項の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているもののうち市が保険料を徴収すべきもの」を、「医療保険各法」の後ろに「または高齢者医療確保法」を<u>加える</u>。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から<u>第6項</u>までの規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 （略） （削る） <u>3</u> 施行日において、医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の母または父に該当すべき者（第2条および<u>第3条第1項</u>の改正規定により新たに医療費の助成を受けること

るひとり親家庭の母または父に該当すべき者となるものに限る。)は、施行日前においても、当該者が施行日において医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の母または父に該当することを条件として、当該医療費の助成について、改正後の条例第4条第1項の規定による申請をすることができる。

5 市長は、附則第3項または前項の規定による申請があったときは、施行日前においても、改正後の条例第4条第2項の規定による受給資格の有無に係る認定を行うことができる。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

7 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年函館市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者の資格に関する情報」の後ろに「(以下「後期高齢者医療被保険者資格情報」という。)」を加え、同表の2の項中「国民健康保険被保険者資格情報」の後ろに「、後期高齢者医療被保険者資格情報」を加える。

ができるひとり親家庭の母または父に該当すべき者となるものに限る。)は、施行日前においても、当該者が施行日において医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の母または父に該当することを条件として、当該医療費の助成について、改正後の条例第4条第1項の規定による申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、施行日前においても、改正後の条例第4条第2項の規定による受給資格の有無に係る認定を行うことができる。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

6 (略)